

横浜市立秋葉小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月6日策定（令和5年3月改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

○いじめ未然防止のために誰もが安心して、心豊かに生活できる学校の雰囲気づくりを目指します。

○いじめは絶対に許さない、いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢を示すとともに、未然防止に努めます。

○いじめは、いつでもどこでも起こり得るという認識のもと、小さな変化にも気を配り、丁寧な状況把握に努めます。

○いじめに対して、迅速かつ組織的に取り組み、事後のケアにも努めます。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

◆構成 校長、副校長、教務主任、学年主任、養護教諭、児童支援専任のメンバーで構成し、これを「学校いじめ防止対策委員会」とします。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

◆運営 ・毎月1回「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催します。いじめの疑いがあった場合やいじめを発見した場合にはこれに限らず、児童に関わりのある教職員等で早期に同委員会を開催します。

・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、管理職に報告、連絡、相談を行い、全職員で対応していきます。

・管理職の判断を仰ぎながら、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗状況を定期的に確認・管理していきます。

・重大事態が起こった場合も同様に、この組織をもって調査・対応を行います。

- ◆取組
 - ・いじめの未然防止に努めた、いじめが起きにくい環境づくり
 - ・いじめの早期発見、丁寧な情報の収集と記録、共有
 - ・だれにとっても相談しやすい関係づくり、教育相談の充実
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、計画的な実施
 - ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検・見直し

3. いじめ防止及び早期発見のための取組

◆いじめの未然防止

- ・児童が主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ取れる場や機会をつくります。
- ・児童の個性的な感覚や発想が教員によって受け止められ、また教員だけでなく多くの仲間から自分の取り組みが受け止めてもらえたと児童が実感できるような、一人ひとりが大切にされる魅力のある分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・児童の誰もが安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する集団づくりを行います。
- ・横浜子ども会議に参加する児童を中心に、いじめに対する意識を高め、全校へ広げていきます。

◆いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめを見逃さないために、「学校いじめ防止対策委員会」の体制の充実を図ります。
- ・学校カウンセラーや児童支援専任、養護教諭等と連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくりま
- す。
- ・定期的にアンケート調査を実施し、実態の把握に努めます。
- ・児童指導委員会はもちろん、学年研や児童理解の時間などで情報交換を密にし、教職員間での児童理解に努めます。
- ・休み時間やそうじの時間など学校生活全般を通して、子どもたちの様子を見ていき、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

◆いじめに対する措置

- ・いじめ事案が発覚した場合、すばやく管理職に報告をして、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応します。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて全職員で共通理解を図ります。
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行います。
- ・いじめが犯罪行為にあたりと認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署等の関係機関、専門機関との連携を図ります。

◆いじめの解消

- ・いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。また、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行します。
- ・少なくとも以下の2つの要件を満たした時に解消とします。それまでは継続的な支援を行います。

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。※相当の期間は3か月を目安
- 2 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

※心身の苦痛を感じていないかどうかを本人・保護者に面談等により確認

◆校内研修の充実

- ・「いじめ根絶横浜メソッド」などを活用し、いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実させます。
- ・特別支援教育に関する研修を実施し、理解を深めます。

◆学校運営協議会等の活用

- ・中学校区学校・家庭・地域連携事業、地区懇談会等を活用し、アンケート調査の結果やいじめ等の学校が抱える課題を共有し、解決に向けて連携・協働して取り組んでいきます。

◆取組の年間計画

4月	秋葉小基本方針の確認と研修 地域訪問 学校いじめ防止対策委員会
5月	地域訪問 学校いじめ防止対策委員会 いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談）
6月	学校いじめ防止対策委員会 YPアセスメント① 横浜子ども会議(中学校ブロック)
7・8月	地区懇談会 学校いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議
9月	校内研修 学校いじめ防止対策委員会 個人面談
10月	学校いじめ防止対策委員会
11月	学校いじめ防止対策委員会
12月	学校生活アンケート 学校いじめ防止対策委員会 人権週間 YPアセスメント②
1月	個人面談 学校いじめ防止対策委員会
2月	学校いじめ防止対策委員会 幼稚園・保育園との引き継ぎ
3月	学校いじめ防止対策委員会 中学校との引き継ぎ 学級編制 年間の振り返り

児童の実態に合わせて、いじめや学校生活におけるアンケートを実施する。

4. 重大事態への対処

◆重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

◆重大事態の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに横浜市教育委員会南部教育事務所に報告します。

◆重大事態の調査・報告

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、直に対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施します。そして、調査結果を教育委員会に報告します。

◆児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告します。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、組織や取組について見直します。

※この「秋葉小学校いじめ防止基本方針」は、保護者及び地域の理解と協力のもと策定したものです。